

# 安全衛生ハンドブック



奈良労働局・各労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構

奈良産業保健総合支援センター



# 総括安全衛生管理者

※ 「安衛法」＝労働安全衛生法、「施行令」＝労働安全衛生法施行令、「安衛則」＝労働安全衛生規則の略称です。

## 1 総括安全衛生管理者について

(安衛法第 10 条第 1 項)

安衛法第 10 条では、一定規模以上の事業場について、事業場を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者などを指揮させるとともに、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることになっています。

## 2 総括安全衛生管理者の選任

(施行令第 2 条 & 安衛則第 2 条等)

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次の表のとおりです。

施行令第 2 条	事業場の業種区分	事業場の規模
第 1 号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100 人以上
第 2 号	製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300 人以上
第 3 号	その他の業種	1,000 人以上

(注 1) 事業場の単位は、主に場所的観念で判断します。したがって、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所（地理）的に離れているものは原則として別個の事業場とします。

(注 2) 業種の区分は、事業場ごとにその業態によって個別に判断します。したがって、経営や人事等の管理事務をもっぱら行っている本社等は、「その他の業種」となります。

(注 3) 事業場の規模は、「常時使用する労働者数」で判断します。その数は、日雇労働者、パートタイム労働者等の数を含めて、常態として使用する労働者の人数を指し、いわゆる常用労働者のみではありません。また、派遣労働者を受け入れていれば、その派遣労働者の人数も含まれます。

(注 4) 上記の注 1 から注 3 の判断は、以下に示しています安全管理者、衛生管理者等の選任基準、安全衛生委員会等の設置基準においても同様です。

## 3 総括安全衛生管理者の資格要件

(安衛法第 10 条第 2 項)

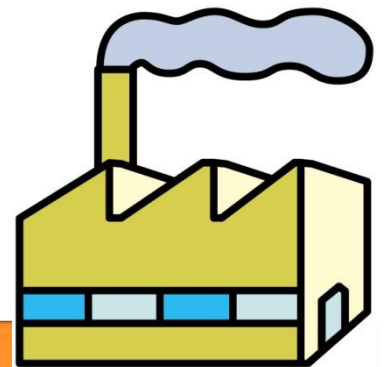
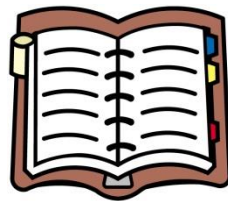
当該事業場において、その事業の実施について、実質的に統括管理する権限及び責任を有する者を充てなければなりません。（名称は問いませんが、工場長、作業所長等）

## 4 総括安全衛生管理者の職務

(安衛法第 10 条第 1 項)

安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理しなければなりません。

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑧ その他労働災害を防止するため必要な業務



# 安全管理者

## 1 安全管理者について

(安衛法第 11 条第 1 項)

安衛法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることになっています。

## 2 安全管理者の選任

(施行令第 3 条 & 安衛則第 4 条)

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次の表のとおりです。

事業場の業種区分	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	50 人以上

また、次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち **1 人を専任の安全管理者** としなければなりません。

事業場の業種区分	事業場の規模
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300 人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人以上
上記以外の業種（過去3年間の労働災害による休業1日以上死傷者数の合計が100人を超える事業場に限り。）	2,000 人以上

### 3 安全管理者の資格要件

(安衛則第5条等)

- 1 次のいずれかに該当する者であつて、**厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了**したもの
  - ① 大学、高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めた者であつて、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
  - ② 高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 2 労働安全コンサルタント
- 3 その他厚生労働大臣が定める者（次のいずれかに該当する者であつて、**厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了**したもの ※一部略）
  - ① 大学、高等専門学校において理科系統の課程以外の正規の課程を修めた者であつて、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
  - ② 高等学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者であつて、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
  - ③ 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

### 4 安全管理者の職務

(安衛則第6条)

- 1 安全管理者が行うべき具体的な措置（職務）は、次の事項です。
  - ① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
  - ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
  - ③ 作業の安全についての教育および訓練
  - ④ 発生した災害原因の調査および対策の検討
  - ⑤ 消防および避難の訓練
  - ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
  - ⑦ 安全に関する資料の作成、収集および重要事項の記録
  - ⑧ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置
- 2 安全管理者の巡視
 

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

【選任報告記入例】

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

総括安全衛生管理者・**安全管理者**・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号	2910101●345000	ページ	総ページ
事業場の 名称	奈良機械産業株式会社 奈良本社工場		事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人
事業場の 所在地	郵便番号（ 630-8115 ） 奈良市西九条町1-△-34	製造業	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人	
電話 番号	0742-◇◇-4567	労働者数	123	計
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること		アンゼンダイイチ		
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること		安全第一		
選任年月日	7:平成 7291010	生年月日	545425	選任種別
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	工場部門の安全管理業務全般		専属の別	1. 専属 2. 非専属
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	工場部門の安全管理業務全般		専任の別	1. 専任 2. 兼職
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	昭和〇〇年〇月 △△大学工学部機械工学科卒業 昭和〇〇年〇月 奈良機械産業株 入社 平成〇〇年〇月 工場安全点検員 平成〇〇年〇月 安全衛生委員会委員 平成〇〇年〇月 製造第一課長就任 (産業安全の実務経験 11年)		安全管理者の資格要件（安衛則第5条等）に関する学歴、職歴（産業安全に関する実務経験年数）を記入すること。	
産業医の場合は医籍番号等	種別) 医籍番号(右に詰めて記入する)			
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	コオリヤマサトシ			
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	郡山 敏			
辞任、解任等の年月日	7:平成 7291010	参考事項		

常時使用する労働者数

施行令第2条第1号・第2号（P1の表上欄&中欄）の業種を記入

「兼職」の場合は、他に有している業務を記入

前任者からの交替ではなく、新規の選任の場合、「新規選任」と記入

29年10月10日

事業者職氏名 奈良機械産業株式会社

奈良 労働基準監督署長殿

代表取締役 奈良 元康

受付印

【添付書類】

厚生労働大臣が定める研修の修了証又は他の資格を証する書面（又は写し）を添付してください。

【留意事項】

報告書を提出するときは、労働基準監督署の受付印が押印された事業場用控えを保存するようにしてください。そのため、報告書を正副2通作成のうえ、労働基準監督署の窓口へ提出、又は郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付・宛名書き記入のもの）を同封してください。



# 衛生管理者

## 1 衛生管理者について

(安衛法第 12 条第 1 項)

安衛法第 12 条では、一定の規模および業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

## 2 衛生管理者の選任

(施行令第 4 条 & 安衛則第 7 条)

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場で選任することとなっています。なお、事業場の規模に応じて選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	選任すべき衛生管理者の数
50 人～200 人	1 人
201 人～500 人	2 人
501 人～1,000 人	3 人
1,001 人～2,000 人	4 人
2,001 人～3,000 人	5 人
3,001 人以上	6 人

また、次に掲げる事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を**専任の衛生管理者**としなければなりません。

①	常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場
②	常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第 18 条各号（一定の有害業務）に掲げる業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの

さらに、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第 18 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで若しくは第 9 号に掲げる業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるものにあつては、**衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任**しなければなりません。

### 参考（労働基準法施行規則第 18 条）

- 第 1 号 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 第 2 号 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 第 3 号 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 第 4 号 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 第 5 号 異常気圧下における業務
- 第 6 号 削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 第 7 号 重量物の取扱い等重激なる業務
- 第 8 号 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 第 9 号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

### 3 衛生管理者の資格要件

(安衛則第7条等)

次表の事業場の業種区分に応じて、「必要な免許等の資格」欄に掲げる者のうちから衛生管理者を選任しなければなりません。

事業場の業種区分	必要な免許等の資格
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業 その他の業種（上欄以外の業種）	第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者 上欄の資格に加えて、第二種衛生管理者免許

■ 免許を受けることができる者

- ・ 第一種衛生管理者免許：第一種衛生管理者免許試験に合格した者、大学において保健衛生に関する学科を専攻して卒業し、労働衛生に関する講座又は学科目を修めた者（大学、学科等は、通達で指定）、保健師免許を受けた者、薬剤師免許を受けた者
- ・ 第二種衛生管理者免許：第二種衛生管理者免許試験に合格した者
- ・ 衛生工学衛生管理者免許：次に掲げる者であって、衛生工学衛生管理者講習を修了したもの
  - ① 大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者等
  - ② 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
  - ③ 第一種衛生管理者免許試験に合格した者
  - ④ 大学において保健衛生に関する学科を専攻して卒業し、労働衛生に関する講座又は学科目を修めた者（大学、学科等は、通達で指定）
  - ⑤ 作業環境測定士となる資格を有する者

### 4 衛生管理者の職務

(安衛則第11条)

1 衛生管理者が行うべき具体的な措置（職務）は、次の事項です。

- ① 健康に異常のある者の発見および処置
- ② 作業環境の衛生上の調査
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
- ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
- ⑦ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し、必要な措置
- ⑧ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

2 衛生管理者の定期巡視

衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。



【選任報告記入例】

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

労働 保険 番号		2 9 1 0 1 0 1 2 3 4 5 0 0 0										ページ		総ページ	
事業場の 名称		奈良保健産業株式会社 本社										事業の種類		坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 10人	
事業場の 所在地		郵便番号（ 630-8115 ） 奈良市大宮町1-2-34 柳生実業ビル12F										サービス業		坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 10人	
電話 番号		0 7 4 2 - 2 3 - 4 5 6 7										労働者数		計 1 2 3	
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること		サンギョウユカリ										被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること		産 業 由 香 里	
選任年月日		7:平成 → 7 2 9 1 0 1 0			生年月日			5 4 6 4 2 5			選任種別		3		
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務		衛生管理者としての職務全般										専属の別		1 1. 専属 2. 非専属	
この欄は、記入不要		この欄は、記入不要										専任の別		2 1. 専任 2. 兼職	
産業医の場合は医籍番号等		種別付 医籍番号（右に詰めて記入する）										兼職の場合、他に有している業務を記入		総務課業務全般	
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること		ナラサダユキ										前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること		奈良 貞 行	
辞任、解任等の年月日		7:平成 → 7 2 9 1 0 1 0			参考事項										

P5 下部枠内の「参考」の業務

常時使用する労働者数

日本標準産業分類の中分類を記入

「兼職」の場合は、他に有している業務を記入

前任者からの交替ではなく、新規の選任の場合、「新規選任」と記入

29年10月10日

事業者職氏名 奈良保健産業株式会社

奈良 労働基準監督署長殿

代表取締役 富士元 元康



【添付書類】

衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）を添付してください。

【留意事項】

報告書を提出するときは、労働基準監督署の受付印が押印された事業場用控えを保存するようにしてください。そのため、報告書を正副2通作成のうえ、労働基準監督署の窓口へ提出、又は郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付・宛名書き記入のもの）を同封してください。





# 安全衛生（衛生）推進者

## 1 安全衛生（衛生）推進者について

（安衛法第 12 条の 2）

安衛法第 12 条の 2 では、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模事業場について、「安全衛生推進者（又は衛生推進者）」を選任し、安衛法第 10 条第 1 項各号の業務（衛生推進者の場合は、衛生に係る業務に限る。）を担当させることになっています。

## 2 安全衛生（衛生）推進者の選任

（安衛法第 12 条の 2  
安衛則第 12 条の 2 等）

安全衛生推進者（又は衛生推進者）を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

- 事業場の業種区分は、下表のとおり
- 事業場の規模は、常時使用する労働者数が 10 人以上 50 人未満

事業場の業種区分	選任すべき推進者
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の業種	衛生推進者

※ 安全衛生推進者（又は衛生推進者）を選任しても所轄労働基準監督署への選任報告は要しません。ただし、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する必要があります。

## 3 安全衛生（衛生）推進者の資格要件

（安衛則第 12 条の 3 等）

安全衛生推進者（又は衛生推進者）は、以下の資格要件等を有している者のうちから選任することになります。（衛生推進者にあつては、衛生に係る部分に限ります。）

- ① 安全衛生推進者（又は衛生推進者）養成講習を修了した者
- ② 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後 1 年以上安全衛生（又は衛生）の実務に従事した経験を有する者
- ③ 高等学校等を卒業した者で、その後 3 年以上安全衛生（又は衛生）の実務に従事した経験を有する者
- ④ 5 年以上安全衛生（又は衛生）の実務に従事した経験を有する者



⑤ 安全衛生推進者等の選任に関する基準（S63年9月5日労働省告示第80号）に該当する者

現に保有している資格	安全衛生推進者としての要件	衛生推進者としての要件
安全管理者及び衛生管理者	資格有	資格有
安全管理者	1年以上の衛生の実務経験必要	1年以上の衛生の実務経験必要
衛生管理者	1年以上の安全の実務経験必要	資格有
作業主任者	1年以上の安全衛生の実務経験必要	1年以上の衛生の実務経験必要
労働安全コンサルタント	資格有	資格有
労働衛生コンサルタント	資格有	資格有
安全推進員講習及び労働衛生管理員講習修了者	資格有	資格有
安全推進員講習修了者	1年以上の衛生の実務経験必要	1年以上の衛生の実務経験必要
労働衛生管理員講習修了者	1年以上の安全の実務経験必要	資格有

※ この表の資格以外にも職業訓練等の関係資格に関する要件の定めもあります。

## 4 安全衛生（衛生）推進者の職務

S63年9月16日  
基発第602号通達

※ 衛生推進者にあつては、衛生に係る職務に限る。

- ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- ③ 健康診断および健康の保持増進のための措置に関する事。
- ④ 安全衛生教育に関する事。
- ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事。
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。



## 安全推進者の配置等に係る ガイドライン

H26年3月28日  
基発0328第6号通達

施行令第2条第3号に掲げる業種（以下「3号業種」という。P1の2の表を参照）の事業場には、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制の構築に係る法令的な担保がありません。

一方、職場で発生している労働災害の4割以上が3号業種で発生しています。

これらのことから、3号業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害防止に資することを目的にガイドラインが策定されました。

対象事業場は、3号業種に属する常時10人以上の労働者を使用している事業場です。

安全推進者の要件、配置、氏名の周知が示されています。

職場環境及び作業方法の改善等、安全推進者の具体的な職務も示されています。



# 産 業 医

## 1 産業医について

(安衛法第 13 条第 1 項)

安衛法第 13 条では、一定規模以上の事業場について、医師のうちから「産業医」を選任し、専門家として労働者の健康管理等の事項を行わせることとなっています。

## 2 産業医の選任

(施行令第 5 条 & 安衛則第 13 条)

- 常時 50 人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場で選任することとなっています。
- 産業医は次に掲げる者以外の者のうちから選任しなければなりません。

イ	事業者が法人の場合にはあつては当該法人の代表者
ロ	事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人
ハ	事業場においてその事業の実施を統括管理する者

※ 例えば、病院や福祉施設の理事長等は、産業医の資格があつても産業医に選任できません。

- 常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場にあつては、2 人以上の産業医を選任しなければなりません。
- 次の事業場にあつては、その**事業場に専属の産業医**を選任しなければなりません。

①	常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
②	一定の有害な業務（下表参照）に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場

### 参考（一定の有害な業務：安衛則第 13 条第 1 項第 3 号）

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	リ 坑内における業務
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	ヌ 深夜業を含む業務
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ホ 異常気圧下における業務	ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	ワ 病原体によって汚染のおそれ著しい業務
ト 重量物の取扱い等重激な業務	

- ※ 「事業場に専属」とは、その事業場のみに勤務する者をいいます。
- ※ 専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務することについて（H9.3.31 基発第 214 号）
  - 専属産業医が非専属事業場の産業医を兼務することができる場合は、以下のすべての要件に該当するものとする。
    - ① 専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが、⑦地理的關係が密接であること、①労働衛生に関する協議組織が設置されている等、労働衛生管理が相互に密接に関連して行われていること、⑨労働の態様が類似していること等、一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。
    - ② 専属産業医が兼務する事業場数、対象労働者数がその職務の遂行に支障を生じない範囲内であること。
    - ③ 対象労働者数の総数については、安衛則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に準じ、3,000 人を超えてはならないこと。

### 3 産業医の資格要件

(安衛則第 14 条第 2 項)

医師であって、かつ、次のいずれかの要件を備えた者から産業医を選任しなければなりません。

- ① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
- ② 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの（現在は、産業医科大学のみ）
- ③ 労働衛生コンサルタント試験（試験区分が「保健衛生」に限る。）に合格した者
- ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にある者、又はあった者
- ⑤ 平成 10 年 9 月 30 日現在において、産業医として労働者の健康管理等を行った経験年数が 3 年以上である者（規則改正に伴う経過措置）

### 4 産業医の職務

(安衛則第 14 条第 1 項、第 3 項、第 15 条)

1 産業医は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うこととされています。

- ① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ② 長時間労働者の面接指導等（安衛法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 9）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ③ ストレスチェックの実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ④ 作業環境の維持管理に関すること
- ⑤ 作業の管理に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
- ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑧ 衛生教育に関すること
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること



2 産業医による勧告・助言

産業医は、労働者の健康を確保するため必要と認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、上記 1 の事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導、助言をすることができます。

3 産業医による定期巡視

産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

ただし、事業者から毎月 1 回、「衛生管理者が少なくとも毎週 1 回行う作業場等の巡視の結果」等の所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による巡視の頻度を少なくとも 2 ヶ月に 1 回とすることができます。

【選任報告記入例】

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・**産業医**選任報告

労働 保険 番号	80401	29101012△45000	ページ	総ページ
事業場の 名称	西山観光株式会社 ホテル油阪南		事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人
事業場の 所在地	郵便番号（ 630-8115 ） 奈良市油阪町2-△-34	宿泊業	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人	
電話 番号	0742-◇○-8567	労働者数	53	計 38
安衛則第13条第1項第3号(P10)の従事人数を記入		産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数		
フリガナ 姓と名の間は1文字 空けること	タナカ コウイチ			
被選任者氏名 姓と名の間は1文字 空けること	田中 効一			
選任年月日	7:平成 7 2 9 1 0 1 0	生年月日	1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成 5 4 9 8 2 5	選任種別
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	この欄は記入不要		専属の別	2 1. 専属 2. 非専属
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	この欄は記入不要		専任の別	1 1. 専任 2. 兼職
産業医の場合は医籍番号等	1	9 8 7 6 5 4	田中内科医院	
フリガナ 姓と名の間は1文字 空けること				
前任者氏名 姓と名の間は1文字 空けること				
辞任、解任等の年月日	7:平成 1 1 1 1 1 1 1	参考事項	新規の選任、内科医院を開業	

電話番号及び労働者数は、衛生管理者等と同じ

日本標準産業分類の中分類を記入

産業医の資格要件を記入（報告書裏面別表のコード番号）

医師免許証に記載されている「医籍番号」を記入

産業医の交替の場合、前任者の氏名・交替年月日を記入

産業医の専門科名と開業の有無を記入

初めて選任した場合に記入

29年10月10日

事業者職氏名 西山観光株式会社

奈良 労働基準監督署長殿

代表取締役 西山 太郎



【添付書類】

医師免許証の写し及び産業医の資格要件（P11の3）を証する書面（又は写し）を添付してください。

【留意事項】

報告書を提出するときの留意事項は、安全管理者、衛生管理者と同様です。（報告書を正副2通作成し提出、又は郵送の場合の返信用封筒（切手貼付・宛名書き記入のもの）の同封等）



# 安全委員会・衛生委員会

安衛法第 17 条、同第 18 条では、一定の事業場においては、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本対策、安全又は衛生に関する重要事項等について調査審議し、事業者意見に意見を述べるため、安全委員会、衛生委員会を設置することとなっています。

## 1 設けなければならない事業場

(施行令第 8 条 & 第 9 条)

安全委員会又は衛生委員会を設けなければならない事業場は次のとおりです。

種別	事業場の業種区分	事業場の規模
安全委員会	林業、鉱業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業に限る。） 運送業（道路貨物運送業及び港湾運送業に限る。） 自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	50 人以上
	製造業（物の加工業を含む。上欄に掲げる業種を除く。）、運送業（上欄に掲げる業種を除く。）電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100 人以上
衛生委員会	全ての業種	50 人以上

※ 安全委員会、衛生委員会に代わって、安全衛生委員会を設けることもできます。

## 2 委員の構成

(安衛法第 17 条 & 第 18 条)

	安全委員会	衛生委員会
1 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者	◎	◎
2 安全管理者のうちから事業者が指名した者	◎	
3 衛生管理者のうちから事業者が指名した者		◎
4 産業医のうちから事業者が指名した者		◎
5 労働者で安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者	◎	
6 労働者で衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者		◎
7 労働者で作業環境測定士		△

※ 上表の「◎」は、必要的構成員（必ず加えなければならない委員）を示しています。

※ 安全衛生委員会の場合は、双方の構成員をともに加えた組織となります。

※ 上表 1 の委員を議長とし、1 以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合（労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとなっています。

※ 委員会の構成員の員数については、事業場の規模、作業の実態等に即し適宜に決定すべきとされていますが、あまり大人数にならないように配慮してください。

※ 委員会の設置が義務付けられていない事業場においても、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

### 3 安全・衛生委員会の調査審議事項

(安衛法第 17 条 & 第 18 条)

1. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。 (安全)
2. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。 (衛生)
3. 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。 (衛生)
4. 労働災害の原因及び再発防止対策に関する事。 (安全&衛生)
5. 安全・衛生に関する規程の作成に関する事。 (安全&衛生)
6. 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (リスクアセスメント) に関する事。 (安全&衛生)
7. 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。 (安全&衛生)
8. 安全・衛生教育の実施計画の作成に関する事。 (安全&衛生)
9. 法第 57 条の 4 第 1 項及び第 57 条の 5 第 1 項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。 (衛生)
10. 法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。 (衛生)
11. 定期に行われる健康診断、法第 66 条第 4 項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第 66 条の 2 の自発的健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。 (衛生)
12. 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。 (衛生)
13. 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。 (衛生)
14. 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策 (ストレスチェック制度に関する事項が含まれる。) の樹立に関する事。 (衛生)
15. 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関する事。 (安全&衛生)

### 4 委員会の開催・結果の周知

(安衛則第 23 条)

#### ■ 委員会 (安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会) の開催頻度等

委員会は、毎月 1 回以上開催しなければなりません。

委員会の運営について必要な事項は、委員会において定めることとなっています。

#### ■ 委員会における議事概要の労働者への周知

委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければなりません。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ② 書面を労働者に配布すること。
- ③ 各作業場にパソコン等を設置し、労働者が当該記録の内容を常時確認できる措置を講じること。

#### ■ 委員会における議事で重要なものに係る記録 (議事録) を作成して、これを 3 年間保存しなければなりません。



## 5 安全・衛生委員会規程（例）

### ■ ○△精密機器製造(株) 奈良工場 安全衛生委員会規程（例）

※この「規程例」は、製造工場を念頭においたものです。一つの事例として参考にしてください。

#### 第1条（目的）

この規程は、労働安全衛生法の主旨及び○△精密機器製造株式会社就業規則第××条「職員の安全衛生管理」に基づき、奈良工場における安全衛生水準の向上を図るために設置する安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の任務、審議事項、組織、開催方法等を定めるものである。

- 2 この規程に定めのないものについては、労働安全衛生法及び同法関係法令等（以下「関係法令」という。）の定めによることとする。

#### 第2条（任務）

委員会は、第1条の目的達成のため、次条に掲げる事項について調査審議する。

- 2 委員会は、安全衛生水準の向上のために必要と判断した事項については、事業者に建議することができるものとする。

#### 第3条（調査審議事項）

委員会は、第1条の目的達成のため、次に掲げる事項を調査審議する。

- ① 従業員の危険及び健康障害防止並びに健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ③ 安全・衛生に関する規程類の作成・改編等に関すること。
- ④ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑤ 安全・衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑥ 労働安全衛生法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑦ 一般定期健康診断及び特殊健康診断の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑧ 健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ⑨ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑩ メンタルヘルス対策（ストレスチェックに関する事項を含む。）の樹立に関すること。
- ⑪ その他、上記に含まれない安全衛生に関する事項（関係法令に規定された調査審議事項等）

#### 第4条（委員の構成等）

委員会は、次の者をもって構成する。

- ① 委員長 工場長（総括安全衛生管理者）
- ② 委員  
ア 安全管理者 2名  
イ 衛生管理者 1名  
ウ 産業医 1名  
エ 従業員代表 8名（安全・衛生に関する経験者）

- 2 委員の指名は、委員長である工場長が行う。ただし、エの従業員代表のうち、6名（又は委員長を除く委員の過半数）については、従業員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

- 3 委員会の議事は、委員長が統括、進行するものとする。

- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するが、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 6 委員の他に委員会事務局として、総務課員を委員会に出席させることができるものとするが、当該課員は、委員長の指示に基づく事務等を行うのみで、委員会の判断、決定等には加わらないものとする。



第5条（開催等）

委員会は、毎月、最終水曜日（定例会）に開催する。最終水曜日が祝日等で開催できない場合は、直後の開催可能日に変更する。

2 定例会以外に委員長が開催を必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。

第6条（議事録）

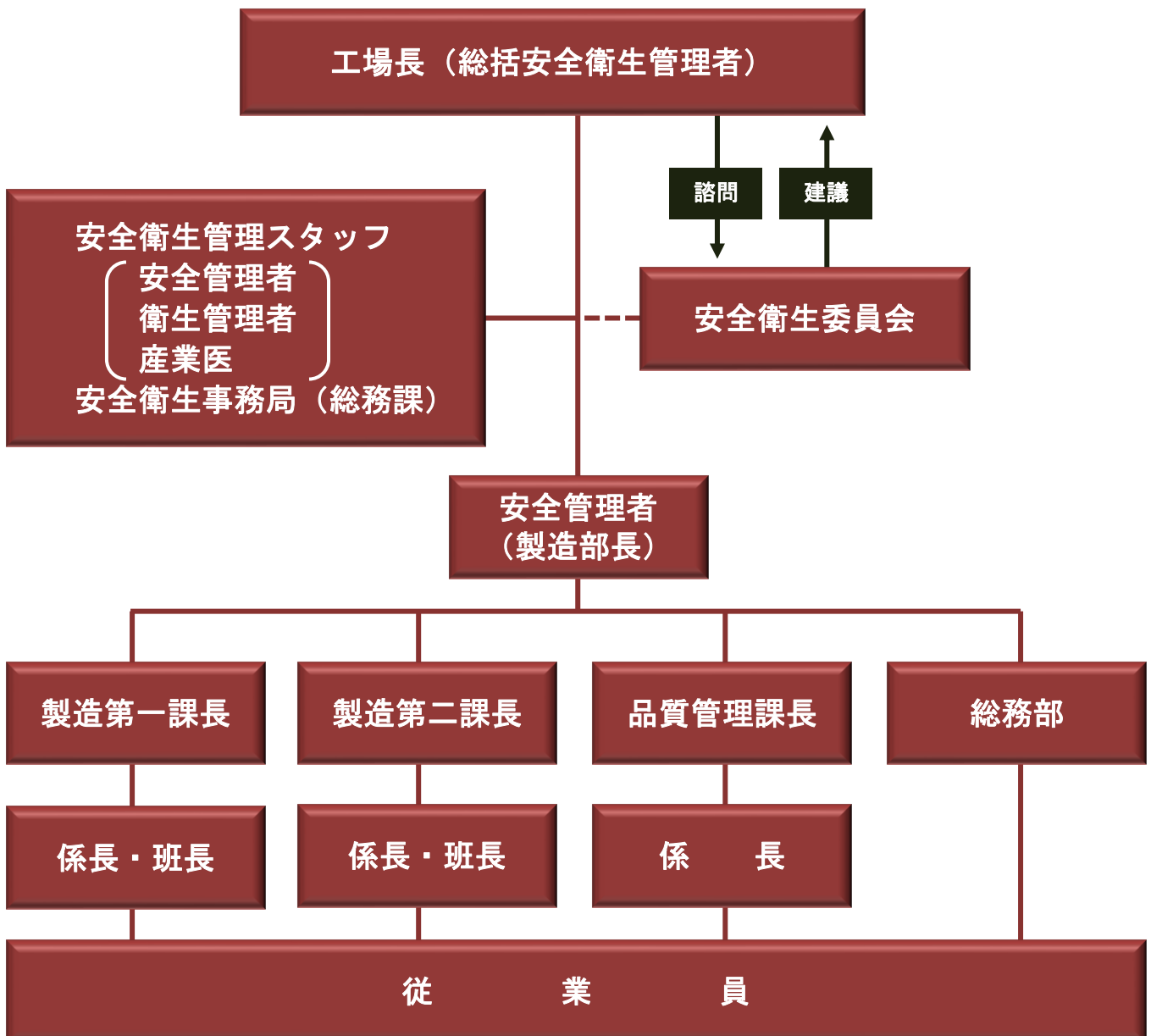
委員会における審議等の重要事項については、事務局において、遅滞なく議事録として記録し3年間保存する。

2 事務局は、委員会の開催の都度、議事録を工場内のすべての休憩室の掲示板に掲示し、従業員に審議事項を周知するものとする。

第7条（附則）

この規程は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行・適用する。

○△精密機器製造(株) 奈良工場 安全衛生管理組織図（例）



■ ○△精密機器製造(株) 奈良工場 安全衛生年間計画（作成例）

活動項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
年間目標の樹立												●	次年度の目標
全国安全週間			準備月間 1～7日	● 1～7日									7月1日～7日
全国労働衛生週間						準備月間	● 1～7日						10月1日～7日
3ヵ月無災害運動		準備月間	←	→	結果報告								
安全衛生委員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	原則、最終水曜日
安全衛生定期点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	委員会の7日前
一斉職場安全衛生点検									●			●	
リスクアセスメント									● (定期)				
雇入時安全衛生教育	●												
安全衛生教育			●					●					
交通事故防止啓発	●					●							全国交通安全運動
定期健康診断	● (全員)						● (深夜業)						4月は雇入時健診
特殊健康診断	●						●						有機溶剤 じん肺
ストレスチェック			●										



# 一般健康診断（雇入時・定期）

安衛法第66条は、労働者を対象に医師による健康診断を行うよう事業者に義務付けています。健康診断は、個々の労働者について健康状態を把握し、適切な健康管理を行っていくために必要であるとともに、労働者の健康状況から職場の有害因子を発見し、その改善を図っていくためにも重要です。

健康診断には、すべての労働者（一部の短時間労働者等を除く。）を対象とする一般健康診断と有害な業務に従事する労働者を対象とする特殊健康診断があります。

## 一般健康診断の種類（安衛則）

- ⇒ 安衛則第43条（雇入時の健康診断）
- ⇒ 安衛則第44条（定期健康診断）
- ⇒ 安衛則第45条（特定業務従事者の健康診断）
- ⇒ 安衛則第45条の2（海外派遣労働者の健康診断）
- ⇒ 安衛則第47条（給食従業員の検便）
- ⇒ 安衛則第48条（歯科医師による健康診断）



## 1 雇入時の健康診断

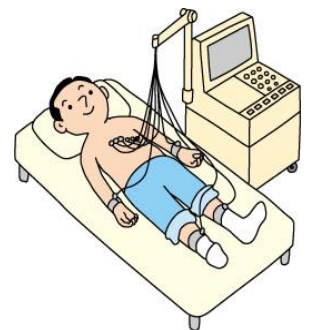
（安衛則第43条）

安衛則第43条では、常時使用する労働者を雇い入れるときは、医師による健康診断を行わなければならないとされています。

（注1）雇入時の健康診断は、採用選考に当たっての健康診断ではなく、常時使用する労働者を雇入れた際における適正配置、入職後の健康管理の基礎資料に資するための健康診断です。

（注2）「常時使用する労働者」とは、次のいずれかの要件に該当する者を指します。

- ① 期間の定めがない労働契約により使用される者（短時間労働者を除く。次の②も同じ。）
- ② 期間の定めがある労働契約によって使用される者であっても契約期間が1年以上（安衛則第13条第1項第3号に規定の特定業務《P10参照》に従事する者にあつては6月以上）である者並びに契約更新により1年以上（特定業務に従事する者にあつては6月以上）使用されることが予定されている者及び引き続き1年以上（特定業務に従事する者にあつては6月以上）使用されている者
- ③ 短時間労働者については、上記①又は②のいずれかの労働契約期間に該当し、かつ、1週間の所定労働時間が当該事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者（なお、4分の3未満であっても2分の1以上である者については、健康診断を行うことが望ましいとされています。）



（注3）雇入時の健康診断においては、検査項目を省略することはできません。

ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断で受診した検査項目については、省略することができます。

## ■ 雇入時の健康診断の検査項目

検査項目 (※1)	略称 (※1)
1 既往歴及び業務歴の調査	
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力 (1,000Hz 及び 4,000Hz の純音を用いるオージオメーターによる検査) の検査	身体計測 (※2)
4 胸部エックス線検査	
5 血圧の測定	
6 血色素量及び赤血球数の検査	貧血検査
7 GOT・GPT・γ-GTP の検査	肝機能検査
8 LDLコレステロール・HDLコレステロール・血清トリグリセライドの量の検査	血中脂質検査
9 血糖検査 (糖化ヘモグロビンA1c 検査による代替も可)	血糖検査
10 尿中の糖及び蛋白の有無の検査	尿検査
11 心電図検査 (安静時標準 12 誘導心電図を記録)	

※1: 「検査項目」と「略称」の関係は、定期健康診断についても同じです。

※2: 「略称」は、安衛則第43条に示された呼称ですが、「身体計測」は、本ハンドブックのみで使用する便宜的な略称です。

## 2 定期健康診断

(安衛則第44条)

事業者は、常時使用する労働者 (P18 の1の (注2) 参照) に対して、1年以内ごとに1回、定期に医師による健康診断を行わなければならないとされています。

### ■ 定期健康診断の検査項目

検査項目 (略称を含む。)	必須	厚生労働大臣が定める省略等基準
1 既往歴及び業務歴の調査	◎	
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	◎	
3 身体計測	△	身長 (①)・腹囲 (②)・聴力 (■)
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査		胸部エックス線検査 (③)・喀痰検査 (④)
5 血圧の測定	◎	
6 貧血検査		⑤
7 肝機能検査		⑤
8 血中脂質検査		⑤
9 血糖検査 (糖化ヘモグロビンA1c も可)		⑤
10 尿検査	◎	
11 心電図検査		⑤

※ 問診等において、「喫煙歴」及び「服薬歴」について聴取することを徹底してください。

※ ○囲みの数字及び■は、次頁の検査項目に係る厚生労働大臣が定める省略基準等を示しています。



## 重要

健康診断の検査項目の省略は、年齢等により機械的に決定するのではなく、個々の労働者について、医師が健康診断時点の健康状態、日常生活の状況、作業態様、過去の健康診断の結果、労働者本人の希望等を十分に考慮したうえで、総合的に判断すべきものです。

→ 医師が必要でないと認めるときに省略できる検査に係る「厚生労働大臣が定める基準」  
《H22年1月25日厚生労働省告示第25号》

- ① 身長は、20歳以上の者
  - ② 腹囲の検査
    - (イ) 40歳未満の者（35歳の者を除く。）
    - (ロ) 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
    - (ハ) BMIが20未満である者
    - (ニ) BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
  - ③ 胸部エックス線検査  
40歳未満の労働者で次のaからcのいずれにも該当しない者
    - a 5年毎の節目年齢の者（20歳、25歳、30歳、35歳の者）
    - b 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者
    - c じん肺法で3年に1回のじん肺定期健康診断の対象とされている労働者
  - ④ 喀痰検査
    - (イ) 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者
    - (ロ) 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
    - (ハ) 上記③の「胸部エックス線検査」の項に掲げる者
  - ⑤ 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査  
40歳未満の者（35歳の者を除く。）
- 聴力検査は、45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、1,000Hz、4,000Hzのオーディオメーターによる検査以外の医師が適当と認める聴力の検査（音叉による検査等）をもって代えることができます。 → 《安衛則第44条第4項&H10年6月24日付け基発第396号》

### 3 特定業務従事者の健康診断

（安衛則第45条）

事業者は、特定業務（安衛則第13条第1項第3号に掲げる業務：P10参照）に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に安衛則第44条第1項各号の項目（「2 定期健康診断」に掲げる検査項目：P19参照）について、医師による健康診断を行わなければならないとされています。

- 特定業務従事者健康診断における検査項目の省略等について（安衛則第45条第2項・第3項・第4項）
  - 第2項 前回の特定業務従事者定期健康診断において、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、その検査項目の全部又は一部を省略することができます。
  - 第3項 雇入時の健康診断、特殊健康診断等を受けた者については、その健康診断の実施日から6月間以内に限り、受けた健康診断の検査項目に相当する特定業務従事者健康診断の検査項目を省略することができます。
  - 第4項 聴力検査は、前回の特定業務従事者定期健康診断において当該検査項目を受けた者、又は、45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、1,000Hz、4,000Hzのオーディオメーターによる検査以外の医師が適当と認める聴力の検査（音叉による検査等）をもって代えることができます。

【定期健康診断結果報告書の記入例】

報告対象とした健康診断実施年を記入

様式第6号(第52条関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

80311		労働保険番号 29101012345000																													
対象年	7:平成 729 (月~月分) (報告1回目)	健診年月日	7:平成 729101																												
事業の種類	宿泊業	事業場の名称	西山観光株式会社 ホテル油阪南																												
事業場の所在地	郵便番号(630-8115) 奈良市油阪町2-△-34 電話 0742(◇◇)8567																														
健康診断実施機関の名称	(財)奈良健康メディカルサービス	在籍労働者数	00120																												
健康診断実施機関の所在地	天理市〇口町3丁目8番12号	受診労働者数	00114																												
<p>(*)労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に詰めて記入する)</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td><td>イ</td><td>ロ</td><td>ハ</td><td>ニ</td><td>ホ</td><td>ヘ</td><td>ヘ</td><td>ト</td><td>チ</td><td>リ</td><td>ニ</td><td>ノ</td><td>計</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>78</td> </tr> </table>				ア	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	ト	チ	リ	ニ	ノ	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
ア	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	ト	チ	リ	ニ	ノ	計																		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78																		
健康診断項目	聴力検査(オーゾオメーターによる検査)(1000Hz)	実施者数 00114	有所見者数 00115	肝機能検査	実施者数 0058	有所見者数 0018																									
	聴力検査(オーゾオメーターによる検査)(4000Hz)	00114	0017	血中脂質検査	0063	0036																									
	聴力検査(その他の方法による検査)	0000	0000	血糖検査	0047	0013																									
	胸部エックス線検査	0029	002	尿検査(糖)	00114	0028																									
	咳痰検査	002	000	尿検査(蛋白)	00114	0019																									
	血圧	00114	0040	心電図検査	0051	0011																									
	貧血検査	0047	009																												
所見のあった者の人数	0058	医師の指示人数	0049	歯科健診	実施者数 0000	有所見者数 0000																									
産業医	氏名 的 山 〇 夫 (印) (印) 所属医療機関の名称及び所在地 的 山 内 科 ・ 胃 腸 科 ク リ ニ ッ ク ( 奈 良 市 高 天 町 △ 丁 目 5 番 1 1 号 )																														

日本標準産業分類の中分類を記入

健診年月日現在の常時使用労働者数を記入

業務の種別は、P10の2を参照

健康診断の結果、「要医療」、「要精密検査」、「要再検査」等医師からの指示があった者の数を記入

各健康診断項目の有所見者数の合計(延数)ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数(実人数)を記入

平成29年11月12日

事業者職氏名 西山観光株式会社

奈良 労働基準監督署長殿

代表取締役 西山 太郎 (印)



【留意事項】

報告書を提出するときの留意事項は、各種管理者等選任報告と同様です。(報告書を正副2通作成し提出、又は郵送の場合の返信用封筒(切手貼付・宛名書き記入のもの)の同封等)



# ストレスチェック制度

## 1 ストレスチェック制度について

(安衛法第 66 条の 10)

仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっています。

こうした背景を踏まえ、労働安全衛生法が平成 26 年 6 月に改正公布され、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」が新たに創設されました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること（メンタルヘルス対策における一次予防）を主な目的としたものです。

## 2 ストレスチェック実施対象事業場・対象労働者等

1 ストレスチェック制度は、常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場に実施義務が課せられています。

(注 1) 常時使用する労働者数とは、P 1 の 2 の (注 3) を参照してください。

(注 2) 常時使用する労働者数が 50 人未満の事業場（産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場）については、当分の間、ストレスチェックを行うよう努めなければならない（努力義務）とされています。（安衛法附則第 4 条・H26 年 6 月 25 日付け基発 0625 第 4 号通達）

2 ストレスチェックの実施対象となる労働者は、常時使用する労働者です。（常時使用する労働者とは、次のいずれかの要件を満たす者となります。）

- ① 期間の定めがない労働契約により使用される者（短時間労働者を除く。次の②も同じ。）
- ② 期間の定めがある労働契約によって使用される者であっても契約期間が 1 年以上である者並びに契約更新により 1 年以上使用されることが予定されている者及び引き続き 1 年以上使用されている者
- ③ 短時間労働者については、上記①又は②のいずれかの労働契約期間に該当し、かつ、1 週間の所定労働時間が当該事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 以上である者（なお、4 分の 3 未満であっても 2 分の 1 以上である者については、ストレスチェック実施対象とすることが望ましいとされています。）

(注 1) 派遣労働者については、派遣元事業者がストレスチェック実施義務者となります。

(注 2) ストレスチェック実施時期に休職している労働者については、実施しなくとも差し支えありません。

(注 3) 労働者には、ストレスチェックを受ける義務はありませんが、メンタルヘルス不調の未然防止のため、すべての労働者が受けることが望ましいでしょう。

3 ストレスチェックは、1 年以内ごとに 1 回定期に行わなければなりません。

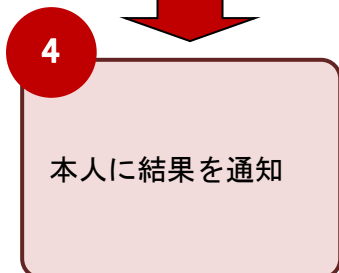
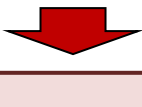
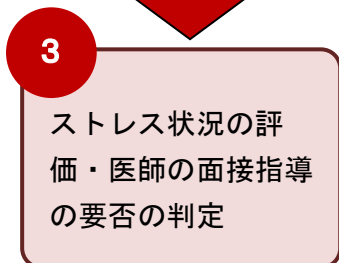
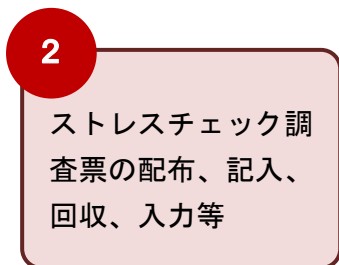
4 ストレスチェック実施者

- ① 医師（産業医は、実施者又は共同実施者となることが望まれます。）
- ② 保健師
- ③ 看護師又は精神保健福祉士（厚生労働大臣が定める研修を修了した者）



# ストレスチェック実施の主要な流れとそのポイント

厚生労働省「ストレスチェック制度導入ガイド」より



## 【ポイント】

- 衛生委員会（安全衛生委員会）等
- 話し合う必要がある主要な事項
  - ① ストレスチェックは誰に実施させるのか。
  - ② いつ実施するのか。
  - ③ 使用する調査票は（57項目・23項目・他）
  - ④ 高ストレス者の選定基準はどうするのか。
  - ⑤ 面接指導の申し出方法はどうか。
  - ⑥ 面接指導の実施医師は誰にするのか。
  - ⑦ 結果を事業者へ提供する場合の本人の同意取得方法。
  - ⑧ 集団分析はどんな方法で行うのか。
  - ⑨ 結果の保存は誰がどこに、保存方法はどうか。
  - ⑩ 苦情処理窓口の設置をどうか。
- 実施方法等を「ストレスチェック実施規程」として明文化し、全労働者に周知

- ITシステムを利用してオンラインでの実施も可（厚生労働省がプログラムを無料提供）
- 労働者には、ストレスチェックを受ける義務はないが、メンタルヘルス不調の未然防止のため、全労働者が受けることが望ましい。
- 調査票の回収及び入力等の作業では、他の労働者の目に触れないよう十分な配慮が必要

- 事業者が決定した選定基準に基づき、実施者が高ストレス者を選定、面接指導の要否を判定
- 厚生労働省が示した評価基準の例は、実施マニュアル（H28年4月改訂版）38頁からに記載（厚生労働省版「ストレスチェック実施プログラム」の高ストレス者選定基準も標準としては、マニュアル38頁からの数値を採用）

- 結果（ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、面接指導の要否）は、実施者又は実施事務従事者から直接本人に通知
- 通知すべき事項（①は必須、②③は望ましい事項）
  - ① 個人のストレスチェック結果
    - A 個人のストレスプロフィール
    - B ストレスの程度（高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果）
    - C 面接指導の対象者か否かの判定結果
  - ② セルフケアのためのアドバイス
  - ③ 事業者への面接指導の申出方法（窓口等）
- 面接指導を申し出た場合、ストレスチェック結果を事業者に提供することに同意したものとみなされること、面接指導の結果、必要がある場合は就業上の措置につながる可能性があること等についても併せて説明

## 【産業医等の役割等】

- ◆ 産業医は、委員として参加し、意見を述べる（委員会の必要的構成員）
- ◆ ストレスチェックの実施については、委員会での調査審議結果、実施者の提案・助言等を経て事業者が決定する。
- ◆ 産業医は、実施者又は共同実施者となることが望ましい。

- ◆ 調査票の配布、回収、結果の入力等は、実施事務従事者（実施者の補助、守秘義務あり）
- ◆ 事業者は、ストレスチェックを受けるよう勧奨、さらに環境整備

- ◆ 実施者が選定基準に基づき高ストレス者を選定するとともに、評価結果を踏まえ面接指導の要否を判断する。（実施者には共同実施者も含まれる。以下、同じ。）

- ◆ 実施者からの結果通知は、他の者に見られないよう、封書又は電子メール等で労働者に個別に直接通知する必要がある。（面接指導の要否が他の者に類推されないよう配慮）
- ◆ 結果通知後の労働者本人の同意がなければ、ストレスチェックの結果等を実施者から事業者には通知することはできない。



## 【ポイント】

## 【産業医等の役割等】

5

本人からの面接指導の申出



6

医師による面接指導の実施



7

就業上の措置の要否・内容について医師からの意見聴取



8

就業上の措置の実施



- 医師等の実施者が面接指導の申出を行うよう勧奨する
- 本人の同意により面接指導が必要であるという評価結果を事業者が把握している労働者に対しては、事業者が申出を勧奨することも可能
- 面接指導を受けることを申し出やすい職場環境づくりが必要
- 面接指導を申し出ない場合であっても相談対応できる方法等の情報を提供すること

- 面接指導は、申出があつてから概ね1ヵ月以内に実施
- 面接指導において医師が確認する事項  
ストレスチェック3項目に加え、次の事項
  - ① 当該労働者の勤務状況  
労働時間、業務の内容、特別な要因等
  - ② 心理的な負担の状況  
ストレスチェック結果を参考に抑うつ症状等
  - ③ その他の心身の状況  
過去の健康診断結果、現在の生活状況及びその変化傾向等
- ※ 事前に事業者や労働者から提供された資料、労働者への質問や聞き取り等により確認する。
- ※ 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル（以下「面接指導マニュアル」という。）」を参考とする。
- 面接による評価を踏まえたうえで、労働者本人への指導・助言の実施
- ※ 面接指導マニュアル28頁に「面接時の生活習慣・セルフケアのアドバイス（例）」が示されている。

- 面接指導の結果は、「面接指導結果報告書」として「就業上の措置に係る意見書」とともに事業者へ報告（面接指導マニュアル参照）

- 医師の意見に基づき、必要がある場合には、当該労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜労働の回数の減少等の措置を検討・実施
- 措置の決定には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じて了解が得られるよう努めるとともに、労働者に対する不利益な取り扱いとならないよう留意

- ◆ 実施者は面接指導を申し出るよう勧奨する。
- ◆ 事業者は、面接指導の申出をした労働者が面接指導対象者に該当するかを確認する。

- ◆ 面接指導を実施する医師は、産業医が望ましい。
- ◆ 必ずしも精神科医や心療内科医が実施する必要はない。
- ◆ 面接指導を実施する医師は、事前に事業者（人事・労務担当者）や本人から必要な情報を提供してもらう。

ストレスチェックの結果、労働時間、労働日数、業務内容、業務の過重性、ストレス要因、健康診断結果・・・等々



- ◆ 面接指導を実施した医師は、「面接指導結果報告書」及び「就業上の措置に関する意見書」を作成し、事業者へ報告する。

- ◆ 就業上の措置を実施する場合、産業医、産業保健スタッフ等との連携が必要
- ◆ 就業上の措置を講じた後、ストレス状態の改善が見られた場合には、産業医等の意見を聴いたうえで、通常の勤務に戻す等適切な措置を講じる。

## 【結果等報告書の記入例】

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)

### 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働保険番号 29101012345000									
対象年	7:平成 → 7 2 9 年分 <small>～9年は右↑</small>	検査実施年月	7:平成 → 7 2 9 1 1 <small>～9月は右↑</small>								
事業の種類	宿泊業	事業場の名称	西山観光株式会社 ホテル油阪南								
事業場の所在地	郵便番号(630-8115) 奈良市油阪町2-△-34		電話 0742(◇○)8567								

1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告する。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い年月を記入

日本標準産業分類の中分類を記入

検査を実施した者が2名以上あるときは、代表者について記入。「事業場所所属の医師(1以外の医師に限る)」には、同じ企業の他の事業場所所属の医師が含まれる

検査を実施した者	1	1:事業場選任の産業医 2:事業場所所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	在籍労働者数	120 <small>右に添って記入する↑</small>
面接指導を実施した医師	1	1:事業場選任の産業医 2:事業場所所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	検査を受けた労働者数	101 <small>右に添って記入する↑</small>
集団ごとの分析の実施の有無	1	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない	面接指導を受けた労働者数	6 <small>右に添って記入する↑</small>

折り返す場合は、④の所を谷に折り返すこと

検査実施年月の末日現在のストレスチェック実施義務の対象となる労働者(P22の2の2)の数を記入

報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入

高ストレス者のうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入

面接指導を受けた労働者がいない場合は、「面接指導を実施した医師」欄及び「面接指導を受けた労働者数」欄は、それぞれ空欄とする

産業医	氏名	的 山 ○ 夫 (印)
	所属医療機関の名称及び所在地	的山内科・胃腸科クリニック (奈良市高天町△丁目5番11号)

平成29年 12月 25日

奈良 労働基準監督署長殿

事業者職氏名 西山観光株式会社  
代表取締役 西山 太郎



## 【留意事項】

- 産業医がストレスチェックに関与していない場合であっても、産業医に報告内容を確認してもらった上、産業医欄に記名・押印等必要事項を記入してもらう必要があります。
- ストレスチェックを実施しなかった場合も、この報告書を所轄労働基準監督署に提出する必要があります。
- 本社・本部等以外にストレスチェックの実施対象となる事業所(出先・支店・施設等)がある場合、労働基準監督署への報告は、本社・本部でまとめて報告するのではなく、事業所ごとに所轄労働基準監督署まで提出しなければなりません。

# 安全衛生管理体制に係る法定基準一覧表

平成29年9月1日現在

業種	対象	安全委員会の設置基準	衛生委員会の設置基準	総括安全衛生管理者の選任基準	安全管理者の選任基準	産業医の選任基準	安全衛生推進者の選任基準	衛生推進者の選任基準	安全推進者(P9ガイドライン)
製造業	木材・木製品製造業	50人以上	50人以上	300人以上	50人以上	全業種 50人以上	10人～49人	選任の要なし	選任の要なし
	化学工業								
	鉄鋼業								
	金属製品製造業								
	輸送用機械器具製造業								
	電気業・ガス業・熱供給業・水道業								
	自動車整備業								
	機械修理業								
	上記以外の製造業								
	鉱業								
建設業	運送業	50人以上	50人以上	100人以上					
	道路貨物運送業								
	港湾運送業								
	上記外の運送業	100人以上	50人以上	1,000人以上	選任の要なし				
商業	各種商品卸売業	100人以上	100人以上	300人以上	50人以上				
	各種商品小売業								
	家具・建具・じゅう器等卸売業								
	家具・建具・じゅう器小売業								
	燃料小売業								
	その他の商業	設置の要なし	設置の要なし	1,000人以上	選任の要なし				
	通信業	100人以上	100人以上	300人以上	50人以上				
	医療業	設置の要なし	設置の要なし	1,000人以上	選任の要なし				
	接客業・その他	100人以上	100人以上	300人以上	50人以上				
	清掃業	上記の業種以外の各種業種	設置の要なし	設置の要なし	1,000人以上	選任の要なし			

《注1》表中の数字(人数)は、当該事業場における常時使用する労働者数を示しています。

《注2》この一覧表は、安衛法の規定に基づいたものですが、最右欄の「安全推進者」は、通達(ガイドライン)に基づいています。



# 産業保健活動総合支援事業

- 産業保健総合支援センターは、事業場の産業保健活動を総合的に支援するため、平成 26 年 4 月より、従来の三つの産業保健事業（産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業及び地域産業保健センター事業）を一元化した「産業保健活動総合支援事業」として、労働局・労働基準監督署、郡市医師会等の関係機関等と連携・協力しながら事業を運営しています。支援活動は、すべて**無料**です。
- センターでは、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者、産業看護職、人事労務管理担当者等）や事業主等を対象に、専門的な相談への対応、研修会の開催、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立のための個別訪問支援、管理監督者向けのメンタルヘルス教育の実施、産業保健に関する情報提供等を行っています。
- また、県内の地域ごとに設置している地域窓口（地域産業保健センター）では、常時使用する労働者数が 50 人未満の事業者等を対象に、労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係る相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス労働者に対する面接指導、個別訪問支援等を行っています。



本部（独立行政法人労働者健康安全機構）

奈良産業保健総合支援センター

各都道府県 産業保健総合支援センター

地域  
窓  
口

北和地域産業保健センター

葛城地域産業保健センター

桜井地域産業保健センター

南和地域産業保健センター



## 産業保健総合支援センターの活動

産業保健総合支援  
センター

地域窓口  
(地域産業保健センター)

- ① 産業保健関係者等に対する実践的・専門的な研修
- ② 産業保健に関する相談対応
- ③ メンタルヘルス対策支援
- ④ 治療と職業生活の両立支援対策支援
- ⑤ 地域窓口による小規模事業場への支援
- ⑥ ホームページ、メールマガジン等による情報提供

支援・サービスの提供（無料）

連携

連携

連携

都道府県医師会  
郡市医師会

都道府県労働局  
各労働基準監督署

労使団体  
労働基準協会等

労働者50人以上の  
事業場

事業主

産業保健関係者  
(産業医・衛生管理者等)

健康確保

労働者

労働者50人未満の  
事業場

事業主

産業保健関係者  
(事業場担当者等)

健康確保

労働者



# 1 産業保健総合支援センター

## 1 産業保健関係者等に対する実践的・専門的な研修の開催

受講対象者 → 産業医、衛生管理者、産業看護職（保健師・看護師）、人事労務管理担当者、安全衛生担当者、事業主等 【産業医学研修&産業保健研修】

講師&テーマ → 産業医学・メンタルヘルス・労働衛生工学・カウンセリング・労働衛生関係法令・治療と職業生活の両立支援・保健指導

会場 → 主に奈良商工会議所（奈良市）と奈良県医師会館（橿原市）ですが、他でも開催しています。

開催回数 → 年間 70 回程度

## 2 産業保健に関する相談対応

相談者 → 産業保健関係者等（研修受講対象者と同じ）

対応者 → 産業保健相談員等（産業保健各分野の専門家）

医師（内科医・精神科医等）・労働衛生コンサルタント・作業環境測定士・臨床心理士・産業カウンセラー・社会保険労務士・理学療法士・保健師・管理栄養士等

相談方法 → 面談・電話・ファックス・メール等（秘密は厳守します。）

## 3 メンタルヘルス対策支援

相談者 → 産業保健関係者等（研修受講対象者と同じ）

対応者 → メンタルヘルス対策促進員（臨床心理士・産業カウンセラー・社会保険労務士等）

相談内容 ① 衛生委員会での調査審議への助言

② 事業場における実態の把握にかかる支援

③ 「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援

④ メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援

⑤ 職場環境等の把握と改善にかかる支援

⑥ メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援

⑦ 職場復帰にかかる支援

⑧ 教育研修の実施にかかる支援

⑨ ストレスチェック制度の導入に関する支援

⑩ 職場復帰支援プログラム作成の支援

⑪ 管理監督者又は若年労働者向けメンタルヘルス（ストレスチェックを含む。）教育の実施

## 4 治療と職業生活の両立支援

相談者 → 事業主・人事労務担当者・産業保健関係者・安全衛生担当者等 **労働者＝患者**

対応者 → 両立支援促進員（社会保険労務士）

相談内容 ① 管理監督者向け両立支援教育の実施

② 事業場内体制の整備にかかる支援

③ 事業場内規程等の整備にかかる支援

④ 事業場内の勤務、休暇制度の整備にかかる支援

⑤ 両立支援の進め方

⑥ 両立支援に係る情報提供

⑦ **個別調整支援**（事業場と**労働者＝患者**間の仕事と治療の両立についてアドバイスします。）

➢ 主治医等への相談

➢ 職場復帰プランの作成

➢ 両立支援の進め方

➢ 労働者の治療に対する配慮の検討

➢ 両立支援プランの作成

➢ 就業上の措置についての検討

## 5 その他の産業保健支援メニュー

### ① 事業者向け・労働者向け産業保健セミナーの開催

当センターが主催する他、事業者団体・業界団体・工業団地協議会等が傘下事業場を集めて行うセミナーを共催することもできます。この場合、講師謝金等は当センターで負担します。

### ② 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページの開設・「奈良さんぽかわら版」の発行・メールマガジンの発信等

### ③ 産業保健関係図書・環境測定機器（研修等で使用するデモンストレーション用）の貸し出し

## 2 地域産業保健センター（地域窓口）

### 1 支援の対象となる事業場等

#### ① 産業医の選任義務のない**常時使用する労働者数が50人未満の事業場**

※ 労働者数は、企業や法人全体の規模ではなく、事業所ごとの規模で判断します。

#### ② 個々の労働者も支援を受けられます。

- 事業場・事業者を通じて健康相談や保健指導を受けられます。
- 労働者が直接、地域窓口連絡して相談・指導を受けることもできます。
- 地域窓口で定期的に開設している健康相談窓口を利用する方法もあります。（健康相談窓口を訪問または電話での相談）

### 2 支援メニューⅠ：脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する健康相談・保健指導

- 安衛法に基づく健康診断の結果、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧測定、血糖検査、心電図検査等）等に異常所見のあった労働者に対し、地域産業保健センターの医師又は保健師（登録産業医等）が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供を行います。

（安衛法第66条の7「保健指導の実施」に対応）

### 3 支援メニューⅡ：メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

- 不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者、ストレスチェックにおいて高ストレスと評価された労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医等が行います。

（医学的な診断や医療行為を行うものではありません。）

### 4 支援メニューⅢ：健康診断結果についての医師からの意見聴取に対応

- 安衛法に基づく健康診断の結果、異常所見のあった労働者に関して、その健康を保持するため必要な措置について、事業者からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。
- 安衛法第66条の4「医師からの意見聴取」に対応（健康診断有所見者に係る医師からの意見聴取は、事業所の規模に関わらず、すべての事業者に課せられた義務です。）

### 5 支援メニューⅣ：長時間労働者に対する面接指導

- 安衛法第66条の8では、長時間労働に従事し疲労の蓄積した労働者に対して、労働者からの申出により、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、地域産業保健センターでは、登録産業医がこの面接指導を実施するとともに、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。（意見書を作成し、事業者に提出します。）

## 6 支援メニューⅤ：ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

- 安衛法第 66 条の 10 に基づくストレスチェックの結果、高ストレスと評価され、面接指導が必要であると判定された労働者であって、その労働者が医師による面接指導を希望する場合は、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、地域産業保健センターでは、登録産業医がこの面接指導を実施するとともに、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。(ストレスチェックの実施は、常時使用する労働者数が 50 人未満の事業場においては、当分の間、その実施に努めなければならないとされています。)

## 7 小規模事業場に対する個別訪問による産業保健指導の実施

- 事業場からの求めに応じて、登録産業医、登録保健師、労働衛生工学専門員（労働衛生コンサルタントや衛生工学衛生管理者等）が小規模事業場を直接訪問し、職場巡視等を実施することにより、その事業場の作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、専門的な指導や必要な助言を行います。
- また、個別訪問と併せて、上記の「支援メニューⅢ 医師からの意見聴取」や個々の労働者の「支援メニューⅠ 健康相談・保健指導」を受けることもできます。

北和地域産業保健センター(北和地域窓口)	葛城地域産業保健センター(葛城地域窓口)
〒630-8031 ☎ 0742 (33) 5235 奈良市柏木町 519-7 奈良市医師会内 担当コーディネーター連絡先 (☎ 070-2153-1823)	〒635-0095 ☎ 0745 (23) 2431 大和高田市大中 106-2 高田経済会館 4F 北葛城地区医師会内 担当コーディネーター連絡先 (☎ 070-2153-1824)
桜井地域産業保健センター(桜井地域窓口)	南和地域産業保健センター(南和地域窓口)
〒633-0062 ☎ 0744 (43) 8766 桜井市粟殿 1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり3F 桜井地区医師会内 担当コーディネーター連絡先 (☎ 080-9048-2238)	〒639-3111 ☎ 0746 (34) 2353 吉野郡吉野町上市 133 吉野町中央公民館 吉野郡医師会内 〒637-0036 ☎ 0747 (25) 3059 五條市野原西 6 丁目 1-18 保健福祉センターカールム五條 2F 五條市医師会内 担当コーディネーター連絡先 (☎ 080-9048-2239)

## 3 産業保健関係助成金

平成29年度から **産業保健関係助成金** のメニューが **拡充** されました。

※新たな助成金は **平成29年6月1日から申請受付** を開始しております。

ストレスチェックの実施及び面接指導等のほか、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合の助成金です。

※「心の健康づくり計画助成金」は、事業場単位ではなく、一企業について、将来にわたり1回限りの支給となりますのでご注意ください。

**労働者数50人未満の事業場**

**NEW 小規模事業場産業医活動助成金**  
(労働者数50人未満の事業場が対象)

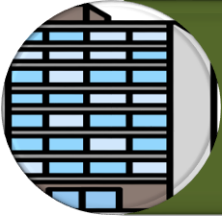
**ストレスチェック助成金**  
(労働者数50人未満の事業場が対象)

**NEW 職場環境改善計画助成金**  
(労働者数の制限なし)

**NEW 心の健康づくり計画助成金**  
(労働者数の制限なし)※企業単位

**労働者数50人以上の事業場**

※ 詳しくは、(独)労働者健康安全機構本部又は奈良産業保健総合支援センターまでお尋ねください。



# 労働局・労働基準監督署

機関名	〒	所在地	電話番号
奈良労働局	630-8570	奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎	0742 (32) 0205
	担当課	労働基準部 健康安全課	
奈良労働基準監督署	630-8301	奈良市高畑町 552 奈良第二地方合同庁舎	0742 (23) 0435
	管轄区域	奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市・生駒郡・山辺郡	
葛城労働基準監督署	635-0095	大和高田市大中 393	0745 (52) 5891
	管轄区域	大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・北葛城郡・高市郡	
桜井労働基準監督署	633-0062	桜井市粟殿 1012	0744 (42) 6901
	管轄区域	桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡・吉野郡東吉野村	
大淀労働基準監督署	638-0821	吉野郡大淀町下淵 364 番地 1	0747 (52) 0261
	管轄区域	五條市・吉野郡（東吉野村を除く）	

働く人の労働災害防止や心身両面の健康確保は、単に安全の確保、心身の病気の予防・早期発見といったリスク回避の側面のみならず、企業としての労働生産性の向上、労働者の活力の向上等の組織の活性化を期待できるという経営戦略上も欠くことができない重要かつ喫緊の課題となっています。

〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-32 奈良交通第3ビル3階

☎ 0742-25-3100 FAX 0742-25-3101

URL <http://www.naras.johas.go.jp>

E-メール [info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)



独立行政法人労働者健康安全機構  
奈良産業保健総合支援センター